

発 南 第 13890 号
令和 7 年 2 月 28 日

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

南部町長 陶山 清孝

市町村名 (市町村コード)	南部町 (31389)
地域名 (地域内農業集落名)	坂根地区 (坂根)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月1日 (第 1 回)

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地の過半を隣接する農業法人が担い手として引き受けており、作付けは水稻が中心。山側及び河川沿いの農地は圃場条件が悪く、耕作者の確保が課題となっている。

小規模の兼業農家を中心に、多面的機能支払交付金を活用して農地・農業施設の維持管理を行っている。

不在地主、相続人不明の農地が発生し、農地の維持管理に支障をきたす場合がある。

近年の高温障害、資材費の高騰、令和 5 年度のイネカメムシ被害等により、水稻の収益が安定しない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物とする。

住宅に隣接した農地も多く、集落内の農地が荒廃すると、地域生活に支障が生じる事が懸念されるため、生活の維持や農業後継者・新たな担い手が速やかに作付けを行えるよう、耕作条件の維持が必要。

農業散布をドローンで行う等、スマート農業機器の導入による農作業の省力化・効率化を図る。

耕作の継続が困難となった場合の情報共有をスムーズに行えるよう、地域・関係期間との情報共有に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

日本型直接支払交付金の交付対象農地及び担い手が集積を行う農地を農場上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域内の法人、認定農業者、集落営農組織を中心とした担い手への農地集積を基本としつつ、耕作を継続する個別の農業者の農地利用を継続する。耕作条件の悪い圃場について、粗放的な管理に向けた検討を行う。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
集積にあたり、農業委員及び農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向、耕作者の営農状況を把握し、貸付を行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針
耕作条件改善事業の導入を検討し、耕作条件の改善を図る。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の若年層や移住希望者、兼業希望者等、多様な担い手の確保・育成に取り組む。県、JA、担い手育成機構等関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目ない支援に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水田作について小規模農家で実施が困難な作業は、地区内及び隣接する地域の担い手が受託を行っている。農薬散布等、作業効率化が見込めるものについても、地区内及び隣接する地域の担い手が受託を行っている。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①侵入防止柵の設置について、県・町の事業を活用した被害防止を促す。また、ヌートリアの捕獲講習の開催等により、新たな捕獲人材を確保する。 ②多面的機能支払交付金、環境保全型農業等の推進により、減農薬・減肥料などの取組を段階的に進める。 ③スマート農機の導入により、農業者の作業負担軽減と生産の効率化を図る。 ⑦日本型直接支払交付金を活用し、農地の保全・管理を図る。 ⑨WCS、堆肥の施用等による耕畜連携を推進する。				